



香川のタクシーは禁煙となります。

日頃より香川のタクシーをご利用いただき誠にありがとうございます。

平成15年5月に健康増進法が施行され、タクシー事業は「不特定多数の方々が利用される公共交通機関」として、受動喫煙防止対策の努力義務が課せられています。

既に、鉄道、航空や乗合バスでは禁煙化が定着しており、病院を始め公共施設や民間施設におきましても禁煙化・分煙化が進んでおります。

このような中で、高齢者や女性、通院療養中の方々など多くのタクシー利用者から「タクシー車内がたばこ臭い」との苦情や、改善の要望が寄せられております。

従来から空気清浄機の取付等により、快適な車内環境の維持に努めておりますが、たばこの臭いの完全除去は困難となっております。

平成17年12月のタクシー乗務員の受動喫煙被害訴訟における東京地裁判決で「狭いタクシー車内では分煙が不可能であり、タクシー乗務員の受動喫煙の防止について、タクシー事業者は安全配慮義務を負っている。」との認定がされ、タクシーの全面禁煙の必要性を認めた司法判断がされております。

このような状況から香川県乗用自動車協同組合及び高松個人タクシー協同組合は、タクシー車内の喫煙に係る健康被害の防止と快適な車内の向上を図る目的から、下記により所属する全車両の禁煙化に踏みきることになりました。

タバコを嗜好される利用者の皆様には、誠にご辛抱をお願いすることになりますが、何分のご理解とご協力をお願いいたします。

記

禁煙実施日

平成20年3月1日(土)から

平成20年1月

香川県乗用自動車協同組合
高松個人タクシー協同組合